令和二年十月八日 農林水産省令第七十号 野上浩太郎行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施の農林水産省令第七十号

官

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

	改	正後				改	正	前	
別表二 (第九条関係)				別	表二(第九条関係)				
地	域	植物	検疫有害動植物)		地	域	植	物	検疫有害動植物)
一 (略)		ヤ十四、 第七十 及び第七十二 こ 曷ずアキー、 アボカド (付表第六十、第	(略)		一 (略)		十四女び寛七十こ曷げるちのを余アキー、アボカド(付表第六十、六	曷げるものを余(付表第六十、六	(略)
		を					あめだまのき、	オールスパイ	
		ルスパイス、オリーブ、カシューナッ					々リーブ、カシヮ	カシューナッツ、キ	
		ノ、						`	
		 ちくとう、ククミス・ディプサケウ					う、ククミス・ディプサケウス、コッ	ッケウス、コッ	
		ス、コッキニア・ミクロフィラ、コ					キニア・ミクロフィラ、	、コラロカル	
		 ラロカルプス・エリプチクス、ごれ					プス・エリプチクス、ごれんし	ごれんし、ざ	
		んし、ざくろ、ジャボチカバ、そら					くろ、ジャボチカバ、	そらまめ、て	
		まめ、てりはぼく、なつめやし、ナ					りはぼく、なつめやし	、ナンセ、な	
		ンセ、なんようざくら、にがうり、					んようざくら、にがうり、フェイジョ	9、フェイジョ	
		 フェイジョア、ポポー、マメーリン					ア、ポポー、マメーリ	マメーリンゴ、りゆう	
		ゴ、りゆうがん、れいし、いちじく						いちじく属植物、い	
		枯					んげん属植物、かき属植物	植物(付表第	
		(付表第四十一に掲げ						を除く。)、カ	
		く。)、カリッサ属植物、くるみ属植					リッサ属植物、くるみ	くるみ属植物、くわ	
		物、くわ属植物、コッコロバ属植物、					属植物、コッコロバ属植物、	他物、コーヒー	
		コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、					ノキ属植物、すぐり属植物、	植物、すのき	
							りもも)属植物、	とけいそう属	
		そう属植物、ドビアーリス属植物、					植物、ドビアーリス属植物、	植物、なつめ	
		なつめ属植物、にんめんし属植物、					属植物、にんめんし属植物、	植物、バショ	
		バショウ属植物(成熟していないバ					ウ属植物(成熟してい	ないバナナの	
		ナナの生果実を除く。)、パパイヤ属	7.3				生果実を除く。)、パパイヤ属植物(付	ーヤ属植物(付	
		植物(付表第一に掲げるものを除					表第一に掲げるものを除く。)、ばん	除く。)、ばん	
		く。)、ばんじろう属植物、ぱんのき					じろう属植物、ぱんの	ぱんのき属植物、ば	
		属植物、ばんれいし属植物、ひいら					んれいし属植物、ひい	ひいらぎとらのお	
		ぎとらのお属植物、びやくだん属植					属植物、びやくだん属植物、	植物、ふくぎ	
		物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付					属植物、ぶどう属植物	(付表第三、	
		表第三、第五十四及び第五十九に掲					第五十四及び第五十九に掲げるもの	に掲げるもの	
		げるものを除く。)、ふともも属植物、					を除く。)、ふともも属植物、	植物、マンゴ	
		マンゴウ属植物(付表第二、第三十					ウ属植物(付表第二、	第三十六、第	
		一六、第四十三、第五十一及び第五十	<u> </u>				一四十三、第五十一及び第五十三に掲	第五十三に掲一	

rix			
果実であつて農林水産大	七十二 イスラエルから発送され一〜七十一 (略)	二~十七 (略)	
める基準に適合して	、也の地域を怪由し	(略)	三に掲げるものを除く。)、もちのき 三に掲げるものを除く。)、もちのき 相 物、さぼてん科植物、カルて 科植物、さぼてん科植物(付表第三 大五に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除る。)の生果実
され ノン 木 〇 こ ランス・〇 左	ないで輸入されるハス種のアボカドの主	(略)	のいか除表げ科三つゲき
(\$7.00E)	(新設) (略)	二~十七(略)	
		(略)	げるものを除く。)、もちのき属植物、 おた 民植物、 あかてつ科植物、 が、 わた属植物、 あかてつ科植物、 で、第三十一に掲げるものを除く。)、 ばら科植物(付表第三及び第二十一に掲げるものを除く。)及び第六十一に掲げるものを除く。)及び第六十五に掲げるものを除く。)の生果実
		(略)	